

要望書

平成 24 年 6 月 28 日

総務大臣 川端達夫 殿

イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 エリック・ガン

株式会社ケイ・オプティコム
代表取締役社長 藤野 隆雄

KDDI 株式会社
代表取締役社長 田中 孝司

株式会社ジュピターテレコム
代表取締役社長 森 修一

ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンク BB 株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
理事長 西條 温

(五十音順)

次のとおり、要望書を提出致します。なお、本要望は更生会社 株式会社イルコム、株式会社 STNet、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ、沖縄通信ネットワーク株式会社、関西ブロードバンド株式会社、九州通信ネットワーク株式会社、Knet 株式会社、彩ネット株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社新潟通信サービス、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社マイメディア、UQ コミュニケーションズ株式会社の総意のもと、上記の 8 社が代表して実施するものです。宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

NTT ファイナンスによる料金請求・回収業務等の統合に係る 情報公開及び十分な検証の要望

本年 7 月 1 日より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合（以下、「本施策」という。）が開始されることについて、これまで弊社共は、本施策が公正競争に与える影響は極めて大きいとして、実施延期や見直しを含む指導及び情報公開等を求めて参りました。これに対し、総務省殿は本施策には課題が認められるとして、本年 3 月 23 日に、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTT ファイナンス株式会社（以下、「NTT グループ 5 社」という。）に「NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンスへ移管すること等に関する要請」（以下、「行政指導」という。）を行いました。

この行政指導において要請されている NTT グループ 5 社への講ずべき措置については、本年 5 月 16 日に総務大臣より通知いただいた意見申出書回答（以下、「意見申出回答」という。）に、本施策の実施（本年 7 月）に先立って報告を求め、総務省殿において検証を行うことが明記されております。

しかしながら、NTT グループ 5 社の報告内容や総務省殿の検証結果が未だ公開されておらず、またこれらの判断基準・検証方法の妥当性については外部検証性が確保されておりません。従って、総務省殿におかれましては、要請ごとに NTT グループ 5 社が講じた措置内容の詳細（システム系統図や顧客情報等の授受の方法、債権譲渡に係る手数料等の算定式等）、検証における判断の基準・根拠、検証結果等を可能な限り速やかに公開することで、本件に係る公正競争上の課題について広く認識を深めると共に、外部検証性を確保して頂くことを要望致します。

また意見申出回答において、NTT グループ 5 社の報告内容及び総務省殿検証結果を審議会等の場で検証することが示唆されておりますが、審議会等の場においては、単に報告等に終始するのではなく、競争事業者等の意見も踏まえた上、十分に検証を重ねて頂くことを要望致します。具体的には、本施策における業務形態の全体像、各要請に対応する NTT グループ 5 社の措置内容、及び総務省殿の検証における判断の基準・根拠を明らかにした上、当該措置内容や検証の妥当性、及び公正競争を確保するために講じるべき追加的な措置の有無等について、定期的・永続的に検証を行うことが必要であると考えます。

なお、総務省殿が一定の条件を付けたとしても、本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題です。今後新たに NTT グループの統合等に係る施策が検討される場合に備え、公正競争環境確保の観点からどのような施策が必要であるか多角的に審議すると共に、継続的に検証して頂くことについても、併せて要望致します。

以上